

新型コロナウイルス感染防止に関する 介護老人保健施設まんだの取り組み

【対策全般について】

- ① 新型コロナウイルスに関する対応マニュアルを作成し、対策を講じています。
- ② 医師、感染委員会を通して、適宜新型コロナウイルスに関する専門的な知識を深め、対策を講じています。
- ③ 入居系施設においては感染者（疑い者）が発生した場合に集団感染を防ぐための想定訓練を行っています。
- ④ 訓練に必要な工程表、シフト等のシミュレーションを行い、感染対策の準備を進めています。
- ⑤ 感染者（疑い者）が発生した場合に使用する感染予防具の作成、サージカルマスクや手指消毒用アルコール等の補充を積極的に行い、必要量をストックしています。
- ⑥ 入居系施設で感染者（疑い者）を対応するために、職員に配慮基準を設け、事前アンケート、面談で本人や職員の家族の意向を確認し、感染区域を担当する職員を育成しています。
- ⑦ 新型コロナウイルスに関する相談窓口を設け、いつでも相談していただける環境を整えています。

【職員に対して】

- ① 毎日2回の検温を実施し、健康観察をしています。
- ② 職員に発熱や風邪症状があった場合は出勤を認めず、感染の流行時期には、最低14日間の自宅待機を命じています。
- ③ プライベートの時間であっても、カラオケ店やパチンコ店等の三密状況（密集場所、密閉空間、密接場面）を避け、人の往来が多い場所に入出入りしていないかなど、自粛を促し行動記録の管理を推奨しています。感染の流行時期に判明した場合は14日間の自宅待機を命じています。
- ④ 職員の同居家族においても、感染の流行時期に発熱や風邪症状があった場合、および冠婚葬祭などの三密状況への出入りがあった場合、さらに感染流行地への出入りがあった場合は、職員に自己申告させ、その後の健康管理に留意しています。
- ⑤ マスクの常時着用、手洗い・手指消毒の励行、1時間ごとの換気、共用部分の消毒を徹底しています。
- ⑥ 新しい生活様式に沿った行動を自己チェックし、上司に報告・相談できるようにしています。

- ⑦ 感染の流行時期には、施設内での職員の往来も制限し、会議なども感染対策の上、必要最小限で開催しています。
- ⑧ 全職員に対し、新型コロナウイルスに関する参考文献等を閲覧させ、感染予防に対する教育を行っています。
- ⑨ 感染（疑い者を含む）区域を担当する職員へ感染予防具の着脱、実践を想定した模擬訓練を行っています。

【ご利用者に対して】

- ① 毎日、検温を実施しています。
- ② 食事の際など、手指消毒や手洗いを行っていただいています。
- ③ リハビリやレクリエーションなどでは三密状況（密集場所、密閉空間、密接場面）にならないように配慮しています。
- ④ 感染の流行時期に、やむを得ず外出しなければならない場合は、マスク着用と手指衛生の徹底を行っていただいています。
- ⑤ 行政の指導もあり、感染の流行時期にはご自宅への外泊やご家族との面会も控えていただいています。ご希望者には、タブレットで面会（テレビ電話）ができるように配慮しています。
- ⑥ 入所ご利用者には、発熱や風邪症状の有症状者をチェックし、万一の施設内での発生を早期に把握できるようにしています。
- ⑦ 通所リハビリについては、感染の流行時期にご本人や同居家族に発熱や風邪症状があった場合は、マスク着用と手指衛生のご協力を強くお願いし、必要に応じて自宅待機もお願いしています。
- ⑧ 通所リハビリを休業せざるを得なくなった場合、電話での現状確認、訪問サービス支援を行う予定です。
- ⑨ 訪問リハビリについては、感染の流行時期にご本人や同居家族に発熱や風邪症状があった場合は、必要に応じてサービスの一時停止をお願いしています。

【その他】

- ① 業者等の施設への立ち入りについては、検温と問診表による確認を行い、該当項目があれば内部への立ち入りを制限し、玄関で対応するようにしています。
- ② 感染の流行時期には、実習生、ボランティア、業者等の施設への立ち入りを制限しています。